

51 東京大学本科生半途退学者徴兵猶予の儀伺

〔明治十七年九月〕

明治十七年九月十三日

大臣 〔宋世〕 有栖川

内閣書記官

〔宋世〕 之恭 田中
真男

文部省伺東京大学本科生半途退学者徴兵猶予ノ事参事院勘査進

呈ス依テ回議ニ供ス

参議

〔宋世〕 大木 西郷 山田 福岡
山縣 井上 松方 川村 佐々木

明治十七年九月十三日

第二局

〔宋世〕 印

別紙文部省伺東京大学本科生半途退学者徴兵猶予ノ件ハ参事院
意見ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

〔宋世〕 〔甲第二九〇号〕

シ 別紙文部省伺東京大学本科生半途退学者ノ件審査スル処左ノ如

徴兵令第十八条第三項ノ生徒ニシテ二個年以上ノ課程ヲ卒リ

タル者ハ事故アリ退学スルト否トニ関セス同令第三十一条ニ

拠リ第一予備徴員ニ編入ス可キモノト認ム

右ニ拠リ指令按左ノ通ニテ可然哉上申候也

指令按

伺ノ通

(朱書)

〔明治十七年九月廿五日〕

明治十七年九月十一日 参事院議長 福岡孝弟

(朱書)

太政大臣 三條實美殿

陸海軍両省へ通牒

(注記6)

太政大臣 三條實美殿

(注記1)

〔軍事部第一〇号〕

(注記2)

〔小池〕

(注記3)

〔第二局〕

(注記4)

〔参事院〕

(注記5)

〔軍事部/内務部〕

(注記6)

〔甲五〇〕

参照

徴兵令

第十八条 左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集ヲ猶予ス

第三項 官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校生徒

第三十一条 補充員ニシテ其期限内徴集ノ命ナキ者及ヒ第十八

条第三項ノ生徒ニシテ二個年以上ノ課程ヲ卒リタル者ハ年齢

満二十七歳迄之ヲ第一予備徴員トス

專第五百十四号

(注記1) 落合

(注記2) 田中

(注記3) 徴兵令之儀ニ付伺

東京大学本科生ノ儀ハ其在学中ハ徴兵令第十八条第三項ニ拠リ

徴集猶予相成其年齢二十七年未満ニシテ全科卒業候者ハ同令第

三十一条ニ拠リ第一予備徴員ニ編入サル、儀ト存候処同学ニケ

年以上ノ課程ヲ卒へ第三年級若クハ第四年級ニ至リ事故アリ半

途退学候者モ同様令第三十一条ニ拠ルベキ儀ト相心得可然乎差

掛り候儀モ有之候付至急相伺候也

明治十七年八月廿六日

文部卿 大木喬任

〔十七季 決裁録 諸庁 完〕
2A, 34-2, ④1548